令和６年度　南富良野町地域おこし協力隊員（小さな林業・林産業の担い手）募集要項

南富良野町は、北海道のほぼ中央部に位置し、北は富良野市、東は新得町、南は占冠村、西は夕張市に接しています。町内には東西に貫流する空知川に沿って、北落合、落合、幾寅、東鹿越、金山、下金山の６つの集落が形成されています。本町の総面積は665.54㎢で約90％が森林で占められており、自然に囲まれた中に人口2,300人ほどの小さなまちです。

基幹産業である農業では、広大な土地にメロン、人参、蕎麦、馬鈴薯、もち米等の作付けを行っており、多くの特産品を出荷しており、なかでも町内で収穫された馬鈴薯はポテトチップスの原料として町内の工場で加工しております。

また、アウトドアの体験フィールドが豊富にあることも特色で夏はカヌーやラフティング、かなやま湖畔ではキャンプ場も整備されており多くの観光客が訪れております。更に冬はカーリングやワカサギ釣りなど通年で楽しめるアクティビティが多数あり、町内には多数のガイドも活躍しているなどアウトドアが盛んなまちです。

周辺にも、富良野・トマム・サホロといったリゾート地があり、外国人観光客も増加の傾向にあります。

豊かな森林を基盤とした林業も盛んなまちですが、林業の担い手不足が進行しつつあるとともに、町有林や私有林には小規模・分散しているところがあり、事業の大規模化・集約化には限界がある状況となっています。また、町内にはチップ工場があるものの製材工場がなく、町内で生産された木材の加工や付加価値化も課題となっているとともに、天然林の活用を推進したいとも考えています。

町は課題の解決に向けて、小規模ながらも高い付加価値を加える林業・林産業（以下、小さな林業・林産業）の導入を検討しており、「小さな林業・林産業の担い手づくり」と「小さな林業・林産業のフィールドづくり」を進めていきます。この中で、小さな林業・林産業の担い手として地域おこし協力隊を募集します。

１．募集人員　　地域おこし協力隊（小さな林業・林産業の担い手）　１名

２．業務内容

① 町内の林業・林産業の課題分析と解決策の検討

② ①を踏まえた小さな林業・林産業の事業化の検討

③ ②事業の実現及び将来独立するために必要なスキル・資格の取得

３．募集対象

　　①三大都市圏及び都市地域等（過疎・山村・離島、半島などの地域に該当しない市町村）に居住（住民票を有している）している方　※地域要件についてはお問い合せください

　　②人とのコミュニケーションが好きな方

　　③採用後、南富良野町に住民票を異動し、居住できる方

　　④活動終了後も南富良野町に定住する意志のある方

　　⑤地域活動に積極的な参加と交流を図り、地域の活性化に意欲的に活動できる方

　　⑥普通自動車運転免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方

　　⑦心身ともに健康で地域の活性化に意欲があり、積極的に活動できる方

　　⑧パソコンの一般的な操作（Word、Excel、電子メール等）やSNS等ができる方

　　⑨地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

　　⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に該当せず、同法第２条第２号に規定するものと関係を有しない方

４．勤務地

　　南富良野町役場内を拠点として活動

５．勤務時間

原則として、週5日、午前8時30分から17時00分までの勤務とします。（うち休憩

1時間、勤務時間7時間30分）

　休日は日曜日、土曜日、祝日及び12月31日から翌年1月5日としますが、活動内容により週2日の休日が取れない場合や時間外に勤務を要する場合があります。その場合は、時間外手当又は後日振替対応休暇で調整いたします。

６．雇用形態・期間

・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の身分として町長が任命します。

・採用日は、令和７年４月１日を予定していますが、５月１日採用も想定しています。

・任用期間は、1年間とします。

・最大任用期間は、通算して任命の日から３年間となります。（制度上任用可能な最大期間であり、３年間の任用が約束されたものではありません。）

・任用の更新は、活動評定結果などを総合的に判断し決定します。

７．報酬等

・月額２０６，３００円（月の途中で採用、退任した場合は、日割り計算となります。）

・期末勤勉手当は６月と１２月にそれぞれ月額報酬の２．３０月分

（採用日等により支給月数が変更となる場合があります。）

・任用更新の場合昇給制度あり

＜年収の目安＞

　１年目（４月採用）年収３０７万円、２年目３４０万円、３年目３５０万円

　　※社会保険、雇用保険、住民税、所得税等の本人負担分が報酬から差し引かれます。

８．待遇・福利厚生

①社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険に加入します。

　　②有給休暇、特別休暇等の取得が可能です。（条件あり）

　　③住宅については、南富良野町が用意する町有住宅又は南富良野町内の民間アパートとし、民間アパートに入居する場合は家賃の一部を補助します。ただし、敷金、礼金、共益費、退去時の清掃費等は個人負担です。

　　④住居に係る光熱水道費ほか生活費、パソコン等通信費等は個人負担です。

　　⑤活動に必要な消耗品、旅費、研修等の参加費は予算の範囲内で町が支給します。

⑥赴任（転入）に伴う費用は予算の範囲内で町が支給します。

９．募集期間

　　　令和７年１月３０日から随時受付。

ただし、募集人員に達した場合は、受付を終了します。

10．応募方法

　　①提出書類

　　　・南富良野町地域おこし協力隊員応募用紙（カラー顔写真付き）

　　　　※応募用紙は南富良野町ＨＰよりダウンロードしてください。

　　　・住民票（直近３ヶ月以内に発行のもの）

　　②申込み方法

　　　郵送による

　　③提出先

　　　〒079-2402　北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地

　　　　南富良野町役場 企画課　企画振興係

11．選考方法

①第１次選考

応募用紙を提出いただいてからおよそ1週間後を目途に文書により結果を通知します。

②第2次選考

第1次選考合格者を対象に南富良野町役場において面接試験、またはオンラインにより面接を行います。（詳細は第１次選考の合格者に通知します。）

　　③最終選考結果

第2次選考の結果を文書により通知します。

12．お問合せ先

　　　南富良野町役場 企画課　企画振興係

　　　〒079-2402　北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地

　　　TEL 0167-52-2115 FAX 0167-52-2922